

# (改定) 埼玉県人権施策推進指針

～お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現を目指して～



## お互いの人権を尊重しながら 共に生きる社会の実現を目指して



21世紀は「人権の世紀」とも言われ、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、国内外を問わず人権に関する様々な取組が進められております。

埼玉県におきましても、平成14年3月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目標に、国、市町村、民間団体や県民の皆様と連携し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化するとともに、北朝鮮当局による拉致問題や、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による避難住民への人権の配慮など新たな課題も生じ、迅速かつ的確な対応が急務の課題となっております。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を策定いたしました。

策定にあたり御審議いただいた埼玉県人権施策推進懇話会の皆様、県民コメントによりたくさんの御提言をいただいた県民の皆様にご感謝申し上げます。

今後は、この指針に基づき、国、市町村、民間団体などとの連携をより一層深めて、県民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいります。

県民の皆様には、人権問題を自分自身の暮らしや社会生活の中で考え、自ら、人権が尊重される社会の実現に主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成24年3月

埼玉県知事 上田清司

# 目次

## 第1章 指針の改定に当たって . . . . . 1

## 第2章 人権施策の目標 . . . . . 2

- 1 人権施策の基本理念 . . . . . 2
- 2 指針の性格 . . . . . 2
- 3 目標年次等 . . . . . 3

## 第3章 人権施策の推進方向 . . . . . 4

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 . . . . . 5
  - 1 人権教育 . . . . . 5
    - (1) 学校等における人権教育 . . . . . 6
    - (2) 家庭、地域社会における人権教育 . . . . . 8
  - 2 人権啓発 . . . . . 10
    - (1) 県民全般に対する人権啓発 . . . . . 10
    - (2) 職員に対する人権啓発 . . . . . 12
- II 相談・支援の推進 . . . . . 14
- III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり . . . . . 16

## 第4章 分野別施策の推進 . . . . . 18

- 1 女性 . . . . . 18
- 2 子ども . . . . . 20
- 3 高齢者 . . . . . 22
- 4 障害のある人 . . . . . 24
- 5 同和問題 . . . . . 26
- 6 外国人 . . . . . 28
- 7 HIV感染者等 . . . . . 30
- 8 犯罪被害者やその家族 . . . . . 32
- 9 アイヌの人々 . . . . . 34
- 10 インターネットによる人権侵害 . . . . . 35
- 11 北朝鮮当局による拉致問題 . . . . . 37
- 12 災害時における人権への配慮 . . . . . 38
- 13 様々な人権問題 . . . . . 39

## 第5章 推進体制 . . . . . 40

- 1 県の推進体制 . . . . . 40
- 2 国、市町村、民間団体等との連携 . . . . . 40

◇ 用語解説 . . . . . 4 1

◇ (改定) 埼玉県人権施策推進指針 施策体系 . . . . . 4 9

【資 料】 . . . . . 5 1

## 第1章 指針の改定に当たって

本県では、2002（平成14）年3月に「埼玉県人権施策推進指針（以下「人権指針」という。）」を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この人権指針では、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において施策を推進するため、

I 「人権教育・人権啓発」、II 「相談・支援」、III 「県民、NPO\*、企業等と協働した地域づくり」の3つの視点に重点をおいて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子ども、高齢者など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してまいりました。

しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきました。

行政の人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取組の強化が求められております。

このため、人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、人権指針策定後に制定された法令や計画との整合を図り、新たな人権課題へ対応するため、人権指針の改定を行います。

※ 本文中で、\* を付した言葉は、「用語解説 (P41～)」に説明を掲載しています。

## 第2章 人権施策の目標

### 1 人権施策の基本理念

本県は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

#### (1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

#### (2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

#### (3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 2 指針の性格

(1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、県民をはじめNPOや企業、市町村などに対して県の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。

(2) 県の総合計画である「5か年計画」を踏まえるとともに、県の部門別計画等と密接に関連を持ったものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律\*」第5条に規定される地方公共団体の責務として県が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

### 3 目標年次等

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2012（平成24）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

推 進 指 標	平成22年度	平成33年度
人権尊重の意識が10年前と比べて高まっていると感じる人の割合	46.3%（*）	60%以上

（\*）平成22年度人権に関する意識調査

## 第3章 人権施策の推進方向

県政のあらゆる分野の業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、県の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

### I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### II 相談・支援の推進

### III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者\*等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々に加えて、新たにインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

## I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育\*

本県においては、「人権を尊重した教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障害理解教育の推進、男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

#### ○ 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

#### ○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

#### ○ 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進します。

#### ○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

この方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重される彩の国づくりを目指し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮などに関する課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

## (1) 学校等における人権教育

### 【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にすることを推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切に、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

### 【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にすることを推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

#### ① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

##### ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

##### イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

##### ウ 幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重

する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と保育所、小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

#### ② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

#### ③ 教育相談体制の充実

相談員\*の配置やスクールカウンセラー\*の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

#### ④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

#### ③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

## 2 人権啓発\*

### (1) 県民全般に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

人権啓発については、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心に、テレビやラジオ、新聞などの広告媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページによる啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

#### 【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

県民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務、職場に応じて効果的に推進します。

また、啓発活動の効果があがるような工夫等を検討していきます。

#### ① 県民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会\*」や「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会\*」の充実を図り啓発活動を実施します。

また、市町村、NPO、企業などが行う啓発活動に講師の派遣や啓発資料の提供などの支援をします。

さらに、より多くの県民に効果的な周知を図るため、マスメディアを積極的に活用するなど

効率的な啓発活動を推進します。

## ② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められています。公正な採用や昇任などの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にされた組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等に対する啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の発行など情報提供に努めます。

## ③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療、保健、福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を働きかけていきます。

マスメディア関係者については、社会に対する影響が大きく、人権尊重の視点に立った紙面づくり、番組づくりが必要であることから、職場における自主的で、積極的な研修等の取組を促します。

## ④ NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

## (2) 職員に対する人権啓発

### 【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

### 【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。また、各地域や職場で人権研修のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

#### ① 行政職員

行政職員には、常に人権的配慮が必要であることから、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

#### ② 教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実し、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

#### ③ 警察職員

警察職員は、人権に配慮した公正で適切な職務の遂行が必要であることから、「職務倫理の基本」に基づく職務倫理教育の推進、適切な市民応接活動の強化など人権への配慮に重点をおいた教育訓練を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

#### ④ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の教育カリキュラムの中に人権教育を組み入れるなど、今後とも研修の充実を図ります。

⑤ 医療関係職員

医療関係職員の業務の遂行に当たっては、インフォームド・コンセント\*の徹底や自己決定の尊重、プライバシーへの配慮など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修を充実します。

⑥ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

## Ⅱ 相談・支援の推進

### 【現状と課題】

県では、行政に関する相談や県民生活に関する民事、家庭問題等についての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子どもに関する相談をはじめ、障害のある人、高齢者、HIV感染者等の各種の福祉相談、外国人のための相談、犯罪被害者などに対する相談など個別的な課題ごとに相談機関を設置して対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに相談内容が複雑・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員により実施され、また、NPO等の民間団体も大きな役割を担っていますが、県の関係機関等との連携が十分に図られているとはいえません。国、県、市町村、NPO等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが課題となっています。

### 【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

女性への暴力、子ども、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症\*高齢者、知的障害者、精神障害者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。

また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れたNPO等の民間団体と一層の連携を図っていきます。

#### ① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、市町村、

人権擁護委員\*連合会、NPO等の人権に係る相談・支援機関等の連携強化に努めます。

## ② 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

## ③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子ども等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護機能と自立等の支援を充実します。

また、認知症\*高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

## ④ 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障害のある人などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

なお、国においては、人権擁護推進審議会\*の答申を踏まえ、人権侵害を受けた被害者の救済に当たる新たな人権救済制度\*の検討が行われています。

## ⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### Ⅲ 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

#### 【現状と課題】

県内各地で、県民、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV\*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる県民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

女性、子ども、高齢者や障害のある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

#### 【施策の展開方向】

県民、NPO、企業などの地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、NPO、企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取組を促進します。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、県民やNPO、企業とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、県民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

#### ① 人権尊重社会をめざす県民運動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会\*」を中心に、企業、団体、マスコミなど県内各種団体と連携・協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」の充実を図ります。

#### ② NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、NPO、企業など

との連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりNPOやボランティアなどの活動を促進します。

### ③ 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。

地域住民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取組を支援します。

### ④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともユニバーサルデザイン\*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女性

#### 【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント\*、性犯罪、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力（DV\*）やストーカー行為\*など、女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会\*を実現するために、今後さらに、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、教育・啓発、相談、支援等の施策を総合的に推進します。

さらに、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利\*が尊重されることを旨として、男女共同参画を推進します。

#### 【施策の展開方向】

男女の人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開します。

女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として捉えて対応していきます。

あらゆる暴力の発生を防ぎ又は被害者への支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て支援などを推進します。

メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、自主的取組を働きかけていきます。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重について、広く啓発します。

### ① 啓発活動の推進

男女共同参画社会の早期実現のための啓発活動を、県民、NPO、企業、マスメディア、教育関係機関等との連携を図りながら、全県的な広がりを持った取組として積極的に展開します。

緊急な課題である夫・パートナーからの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる女性に対する暴力の防止に向けた啓発活動は、関係機関、団体等との連携を図りつつ組織的に展開します。

また、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、自主的取組を働きかけます。

### ② あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実

夫・パートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、市町村、医療機関、NPO、弁護士等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取組を強化するとともに、公立シェルター\*の充実を図ります。

女性の保護、自立支援を行っている民間シェルターの運営に対しては、経済的な支援を含め様々な支援のあり方を検討します。

セクシュアル・ハラスメントの防止は、雇用の場以外の、例えば学校、医療・社会福祉施設、地域社会などでも、その防止のための取組が進められるよう支援します。

### ③ 多様な生き方を選択できる条件整備

雇用主に対して啓発活動を積極的に行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業を実施し、男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。

さらに、子育て・介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

「児童の権利に関する条約\*」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

### 【施策の展開方向】

子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、しつけの対象とみるだけでなく、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

#### ① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子どもの権利擁護を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にする心を育てます。特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

#### ② 児童虐待防止の取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、児童相談所を始めとする相談、支援体制の充実を図るとともに子どもや家庭との関わりが深い市町村、幼稚園、保育所、学校、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。

### ③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

### ④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題を自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動がとれるようにしていきます。

### ⑤ 児童買春、児童ポルノの防止に向けた取組の推進

児童買春、児童ポルノといった子どもの性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

### ⑥ 子育て支援の充実

子育てを社会全体で支援する取組の充実を図ります。

### ⑦ 子どもの保護と自立支援の充実

虐待などの権利侵害を受けている子どもや家庭での養育が困難な子どもに対する相談機能や保護施設の充実を図ります。

保護に当たっては「子どもの権利ノート\*」の配布など子どもの人権への配慮、処遇の充実を図ります。

### ⑧ 子どもの権利救済機関\*の充実

児童虐待やいじめなど深刻化する子どもに対する権利侵害事案に対応するため、「子どもの権利救済機関」の充実を図ります。

### 3 高齢者

#### 【現状と課題】

我が国の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の5人に1人が65才以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心してらせる社会の構築が課題となっています。

#### 【施策の展開方向】

高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしていける環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動の展開、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう支援します。

特に、判断能力が不十分な認知症\*高齢者の権利の擁護についての方策を推進します。

#### ① 啓発活動・福祉教育の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く県民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

特に、認知症高齢者についての正しい理解の普及を図ります。

#### ② 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センター\*などを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

### ③ 単身高齢者等への支援の推進

単身高齢者や高齢者夫婦世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事故等の防止を推進します。

### ④ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度\*の利用を促進します。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に、必要に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせる小規模多機能型居宅介護サービス\*や認知症高齢者グループホーム\*の整備を支援します。

### ⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザイン\*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのエレベータ設置やノンステップバス\*の導入を促進します。

### ⑥ 高齢者の主体的な活動を支援するための方策の推進

多様な学習機会の提供、NPO・ボランティア活動等に関する情報提供を行うことにより、高齢者の社会参加を支援します。

さらに、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができるよう就業機会の確保など雇用対策を推進します。

市町村やNPO等が行う高齢者の自立支援などの取組を支援します。

## 4 障害のある人

### 【現状と課題】

障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

### 【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

県民一人ひとりが障害に対する適切な理解を進め、地域で共に生き、生活する上で、障害のある人に対する偏見や差別意識などを解消していきます。

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。権利を行使するための支援、権利擁護の一層の強化を図ります。

#### ① 啓発活動の推進

障害に対する適切な理解を深め、障害のある人の人権が無視、軽視されがちな現状の認識を深めるため、普及・啓発を推進します。

特に、発達障害\*や高次脳機能障害\*を含む精神障害や内部障害\*等に関する正しい知識について、普及・啓発を推進します。

#### ② 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障害理解教育や交流及び共同学習\*を充実します。

### ③ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

### ④ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者が権利として、適切なサービスを受けられるように支援します。

利用者が施設の利用に際して、適切な情報が得られるシステム、利用者がサービスに対して、苦情を申し出て解決を図る制度やサービス提供に関する評価制度等を構築します。

### ⑤ 地域での生活支援の充実

一層の相談体制やホームヘルパー等在宅サービスの整備充実を図ります。

### ⑥ 総合的な雇用対策の促進

障害の種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

### ⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザイン\*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのエレベータ設置やノンステップバス\*の導入を促進します。

### ⑧ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、パソコン操作の技術講習会や利用相談の実施、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣など、障害の種別や程度に対応したきめ細かな情報のバリアフリー化を推進します。

### ⑨ NPO、ボランティア等との連携

NPO、ボランティア等が行う障害者支援などの取組を支援します。

## 5 同和問題

### 【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法\*」が制定されて以来、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別\*の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別\*については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。

近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

2010（平成22）年度に埼玉県が実施した「人権に関する意識調査」では、「現在どのような問題が起きているか」という問いに対して、「結婚で周囲が反対すること」と答えた人が46.7%、「差別的な言動をすること」が31.8%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が29.1%、「誤った偏見から交際を避けること」が28.7%などとなっています（複数回答）。

また、時として発生する「えせ同和行為\*」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すこととなります。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

**【施策の展開方向】**

心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

また、これまでの啓発効果を損ない、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組に努めます。

**① 同和教育の推進**

同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

**② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進**

「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心とした総合的な人権啓発活動の中で、心理的差別を解消するために効果的な啓発活動を市町村や関係機関等と連携して推進します。

講演会の開催、啓発冊子の作成・配布などによる県民や企業などへの啓発とともに企業、地域における啓発活動を支援するため、人権啓発指導者に対する研修会の開催、企業等の研修会への講師派遣、啓発資料の提供などを実施します。

**③ 「えせ同和行為」の排除**

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進み、一方でグローバル化による海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本県における外国人登録者は、この10年間で約1.5倍に急増し、2010（平成22）年12月末現在で123,137人と、県人口の1.7%を占めています。

こうした中、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人などの問題、平成20年後半のリーマンショック以降では、ブラジルやペルーなどの日系人を中心とした雇用問題も発生しました。そこで、外国人住民が抱える課題を次の三つの壁に区分しました。

- ① 日本語能力が十分でない人が抱える「ことばの壁」
- ② 外国人住民の中には、生活する上での制度を知らない、理解していないことなどを理由に必要なサービスを受けていない「制度の壁」
- ③ 日本人、外国人住民の双方で積極的な関わりを避ける「こころの壁」

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。特に、外国人住民をこれまでのような支援の対象から日本人とともに社会を担っていくパートナーととらえ、それぞれの能力を十分に生かせる社会づくりが必要となります。

### 【施策の展開方向】

本県では、外国人住民をこれまでのような支援を受ける立場として考えるのではなく、地域を支えていく存在として、その自立や社会参画を支援することが重要であると考えます。そこで、前述の三つの壁を取り除き、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に活用できる社会を作ることを進めていきます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、NGO\*、企業、大学、学校（小・中・高校）、自治会などが適切な役割分担の下に連携を図り取り組むよう推進します。

## ① 「ことばを学んでもらう」

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発します。

外国人住民が日本人と互いにコミュニケーションを通じ自立した生活ができるように、日本語学習を支援します。

## ② 「制度を知ってもらう」

外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう教育、住宅、医療、就労、防災、防犯など様々な分野でサービスを充実します。

行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などについて、市町村と連携し、多言語での提供を図ります。

外国人相談体制を県国際交流協会\*や市町村と連携して充実します。

## ③ 「自立・社会参加と多文化パワーの活用」

日本人を対象に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

外国人住民の意見や要望を県政に反映させるための制度を充実します。

地域で日本人と外国人住民が交流できるよう、様々な地域活動に参加できるよう支援をします。

外国人住民の中には、外国人コミュニティや外国人支援団体のリーダーとして活動している人もいます。このような外国人住民が持つ経験や文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの潜在的なパワーを、地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。

## 7 HIV感染者等

### 【現状と課題】

エイズ\*患者・HIV感染者\*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

エイズ・HIVについての正しい知識・理解の普及に努め、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・HIVに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病\*は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立しているなど、正しい知識の普及啓発を行っていきます。

その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病\*は原因が不明で治療方法がまだ確立されていない疾患であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実を目指します。

プライバシーへの十分な配慮等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を図ることが課題となっています。

### 【施策の展開方向】

正しい知識の教育・啓発活動は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

医師会や各種相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

患者や感染者が、安心して総合的な医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備などの社会資源の充実を図ります。

#### ① 正しい知識の普及・啓発

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開して、感染者の就業支援等に努めます。

学校教育において、より人権尊重に配慮した教育活動を展開します。

#### ② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化しネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

③ プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

患者等個人のプライバシーに十分に配慮する等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を促進します。

## 8 犯罪被害者やその家族

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

現在では、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律\*」及び「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律\*」等が施行され、犯罪被害者等の保護や救済枠拡大、国民が利用しやすい司法制度の実現等に向けた取組が行われています。

しかし、犯罪被害者等に対する各種の支援体制はいまだ十分とはいえず、今後も行政・司法・民間の多くの機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、県民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性などについて、県民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

犯罪被害者等の相談機関、支援関係の諸機関や民間団体等が、相互に連携を強化し支援体制の強化を図り、被害者支援活動を効果的に推進します。

マスメディアによる人権侵害に関しては、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めていきます。

#### ① 啓発活動の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、県民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

#### ② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の負担を減らすため、県、警察及び民間支援団体\*の三者が連携し、犯罪被害者等が必要とする支援体制の充実を図ります。

また、国や地方公共団体の関係機関と医師等専門家、弁護士会等とが相互に連携を強化して、相談・支援体制の強化を図ります。

## ③ 再被害の防止

犯罪被害者やその家族が、検挙した犯罪の加害者により再び危害を加えられる事態を防止するため、必要な措置を講じます。

## ④ NPO、ボランティア等との連携

犯罪被害者等を支援する民間団体等と連携し、犯罪被害者及びその家族が抱える精神的、身体的、経済的問題等に対する効果的な支援体制を推進します。

## ⑤ マスメディア側の自主規制への期待

マスメディアによる人権侵害に関しては、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めていきます。

## 9 アイヌの人々

## 【現状と課題】

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われてきました。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律\*」が施行されました。

2007（平成19）年、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

2008（平成20）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議\*」が国会で採択され、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組んでいます。

## 【施策の展開方向】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題の解決を図るための啓発等の推進に当たっては、国や市町村、NPO等との連携を図ります。

## ① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO等との連携を図りながら推進します。

## 10 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

2002（平成14）年5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律\*（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済が図られることになりました。

### 【施策の展開方向】

県民に対してインターネットや携帯電話の利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育\*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

#### ① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、子どもがインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないよう、取組を進めます。

② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ\*等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、電子メールや学校非公式サイト\*などの電子掲示板を利用した「ネットいじめ\*問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

③ 関係機関との連携強化

法務省（さいたま地方法務局）、市町村等の関係機関との連携を強化します。

## 11 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状と課題】

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成16）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

### 【施策の展開方向】

拉致問題の早期解決に向けて、国に対して働きかけていきます。

また、拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

#### ① 国に対する働きかけ

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて、国に対して働きかけていきます。

#### ② 啓発活動の推進

拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、関係団体等との連携を図りながら推進します。

## 12 災害時における人権への配慮

### 【現状と課題】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人の暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

被害を受けた人たちがようやく安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深める必要があります。

### 【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

#### ① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

#### ② 災害時の対応

相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築に当たっては、人権に十分配慮しながら推進します。

### 13 様々な人権問題

これまで述べてきた12項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

#### (1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

#### (2) 性的指向、性同一性障害

性的指向\*、性同一性障害\*のある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

2003（平成15）年7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律\*」が公布され、翌年7月から施行され、この法律により性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更を受けることができるようになりました。

なお、2008（平成20）年6月には、同法が改正され、性別が変更できる場合の要件が緩和されています。

#### (3) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレス\*は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

#### (4) プライバシーの侵害

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

また、インターネットによる個人情報の大量流出といった、新たな事例が発生しています。

#### (5) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

## 第5章 推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「埼玉県人権政策推進会議\*」において、各部局相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

各部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

### 2 国、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、市町村の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。県はこれらの機関等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、民間団体と行政機関等で設置している「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会\*」や法務省（さいたま地方法務局）や埼玉県人権擁護委員連合会等で設置している「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会\*」を中心に、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

さらに、県民にとってより身近な地方公共団体である市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。

## ◇ 用語解説 ◇

※ 本文中で、\* を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

## 【あ行】

**アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律**

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的に1997（平成9）年に制定された法律。

**アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議**

国会の衆参両議院は、2008（平成20）年6月6日、それぞれ「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」を全員一致で採択。

**インフォームド・コンセント(informed consent)**

患者に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。

**エイズ(AIDS)**

後天性免疫不全症候群(Acquired Immune Deficiency Syndrome)。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患(カポジ肉腫、ニューモシスチス(カリニ)肺炎等)を発症している点でHIV感染とは異なる。

**HIV感染者**

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

**えせ同和行為**

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

**NGO**

Non-Governmental Organizationの略で、非政府組織と訳される。NGOは一般的に国際社会で活動する団体、NPOは国内で活動する団体を表すことが多い。

**NPO**

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。1998（平成10）年には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されている。

**【か行】****学校非公式サイト**

学校が公式に開設運営するサイトとは別に、中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティーサイトのこと。

**県国際交流協会**

財団法人埼玉県国際交流協会は、「県民自らが主体となって進める国際交流・国際協力の拠点」としての役割を担って、1987（昭和62）年に設立された団体。

**高次脳機能障害**

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

**交流及び共同学習**

特別支援学校や特別支援学級の子どもたちと、小・中学校等の通常の学級の子どもたちや地域社会の人たちとが、学校教育の一環として活動を共にすること。

**子どもの権利ノート**

児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること」を伝えるためのノート。なお、困った時は、添付の封筒を使って県こども安全課に相談することができる。

**子どもの権利救済機関**

2002（平成14）年「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」により、設置された機関。権利侵害で悩んでいる子どもやその親から相談を受けて、公平・中立かつ専門的な立場から関係機関への調査や働きかけを行い、当事者間の相互理解に基づく合意形成による問題解決を図っている。

**【さ行】****埼玉県人権政策推進会議**

県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として、2001（平成13）年4月1日に設置したもの。

### 埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会

さいたま地方法務局、県、さいたま市、埼玉県人権擁護委員連合会、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会で構成された、人権啓発活動を行う組織。また、さいたま地方法務局及び法務局の支局の管轄地域ごとに、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が設置されている。

### 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6年（1994年）4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

### シェルター

暴力から逃れてきた女性のための一時避難所のこと。

### 小規模多機能型居宅介護サービス

要介護者（原則65歳以上）が、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊して、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

登録された利用者（定員25人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する。

### 情報モラル教育

パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。

### 実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000（平成12）年に制定された法律。

### 人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

### 人権啓発

「県民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

### 人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会

すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を図るための県民運動である「人権尊重社会をめざす県民運動」を推進するための組織。民間団体、マスコミ、経済団体、行政機関等で構成され、人権啓発活動を行うために県が設立した組織。

### 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

### 人権擁護推進審議会

同和問題（部落問題）を含めた人権擁護に関する施策を推進するため、1997（平成9）年3月に施行された人権擁護施策推進法（5年間の限時法）に基づいて設置された審議会。

### 人権救済制度

人権侵害を受けた被害者の救済については、国の人権擁護推進審議会において、迅速かつ簡易な方法で救済できるよう新たな人権救済制度の創設が答申され、2002（平成14）年3月、国会に人権擁護法案を提出したが、2003（平成15）年10月に衆議院の解散に伴って廃案。また、2005（平成17）年8月1日、国会に人権侵害救済法案を提出したが、同年8月8日の衆議院の解散に伴って廃案。廃案後も、政府等で引き続き検討が行われている。

### 心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

### ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

### スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

### 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語。

### 性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることを目的として2003（平成15）年に制定（平成16年施行）された法律。

## 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、傷害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 成年後見制度

高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、2000（平成12）年の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

## 相談員

児童生徒がいじめや不登校等様々な悩みや不安などを気軽に話すことのできる相談相手として学校等に配置された者のこと。

### 【た行】

## 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

## 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。

**DV**

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。

**同和対策事業特別措置法**

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

**特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律**

特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信役務提供者の責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権などを認めることを目的として2001（平成13）年に制定（平成14年施行）された法律。

**【な行】****内部障害**

身体障害者福祉法では、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つを内部障害（内部機能障害）という。体の内部に障害を持つため、外見上では障害者であることが他者に理解されづらいとされる。

**難病**

1972（昭和47）年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

**認知症**

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

**認知症高齢者グループホーム**

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴などの介護や日常生活の世話や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を営む制度。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ（認知症対応型共同生活介護）。

**ネットいじめ**

携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われることなどによるいじめのこと。

## ノンステップバス

誰でも乗り降りしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス。

### 【は行】

#### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

#### 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的に1980（昭和55）年に制定された法律。

#### 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律

被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの方による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の保護を図ることを目的に2000（平成12）年に制定された法律。

#### ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

#### プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。

#### ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

### 【ま行】

#### 民間支援団体

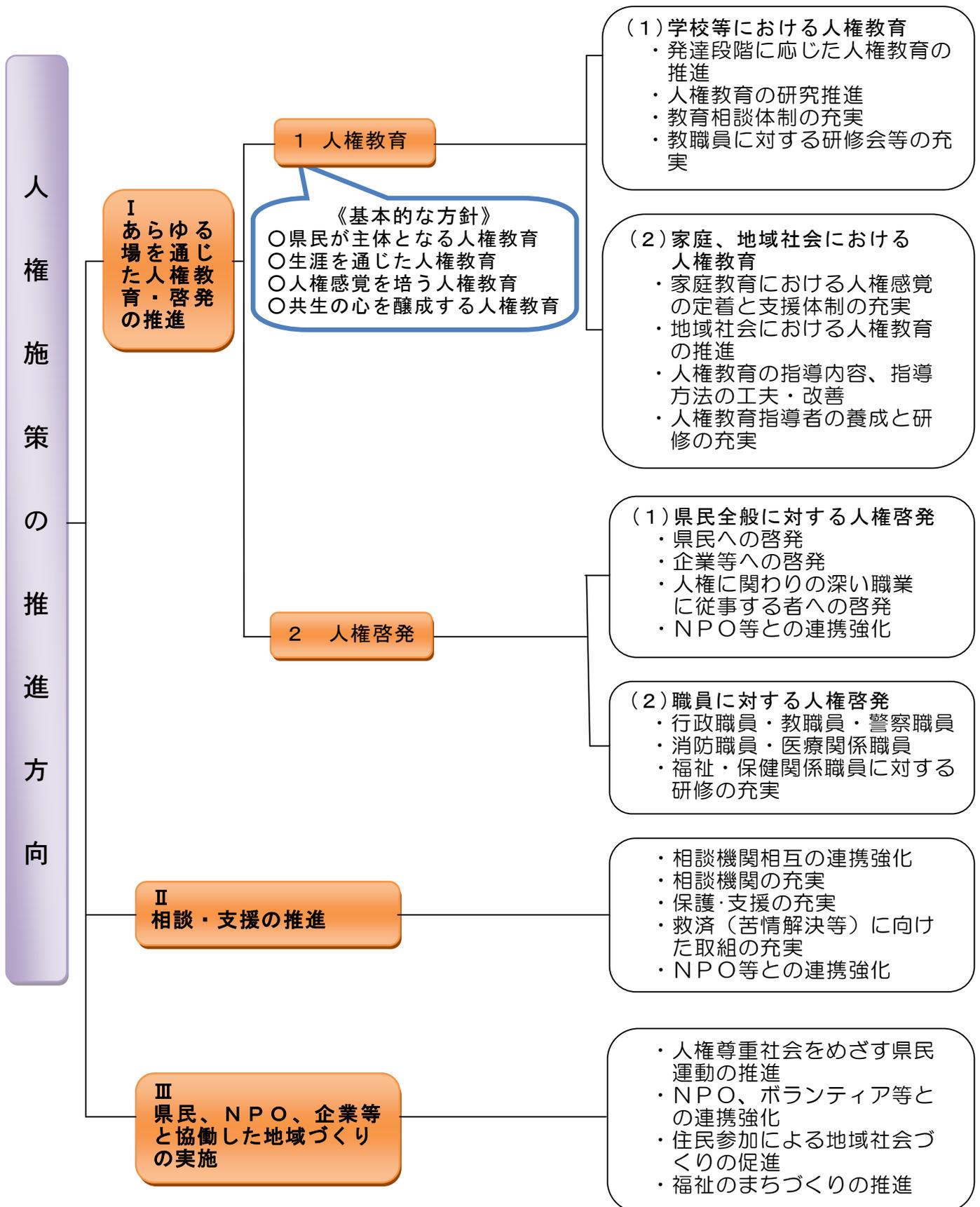
犯罪被害に遭われた方がこうした苦しみから少しでも早く解放され、普段の生活を取り戻すことを援助する目的に2002（平成14）年2月に設立された団体。2005（平成17）年4月1日、埼玉県公安委員会から全国で6番目となる「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、被害者の方やご遺族の同意に基づいて、警察から情報の提供を受けることが可能となり、より迅速で柔軟な対応で犯罪被害者等の支援活動を展開している。（公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター）

【や行】

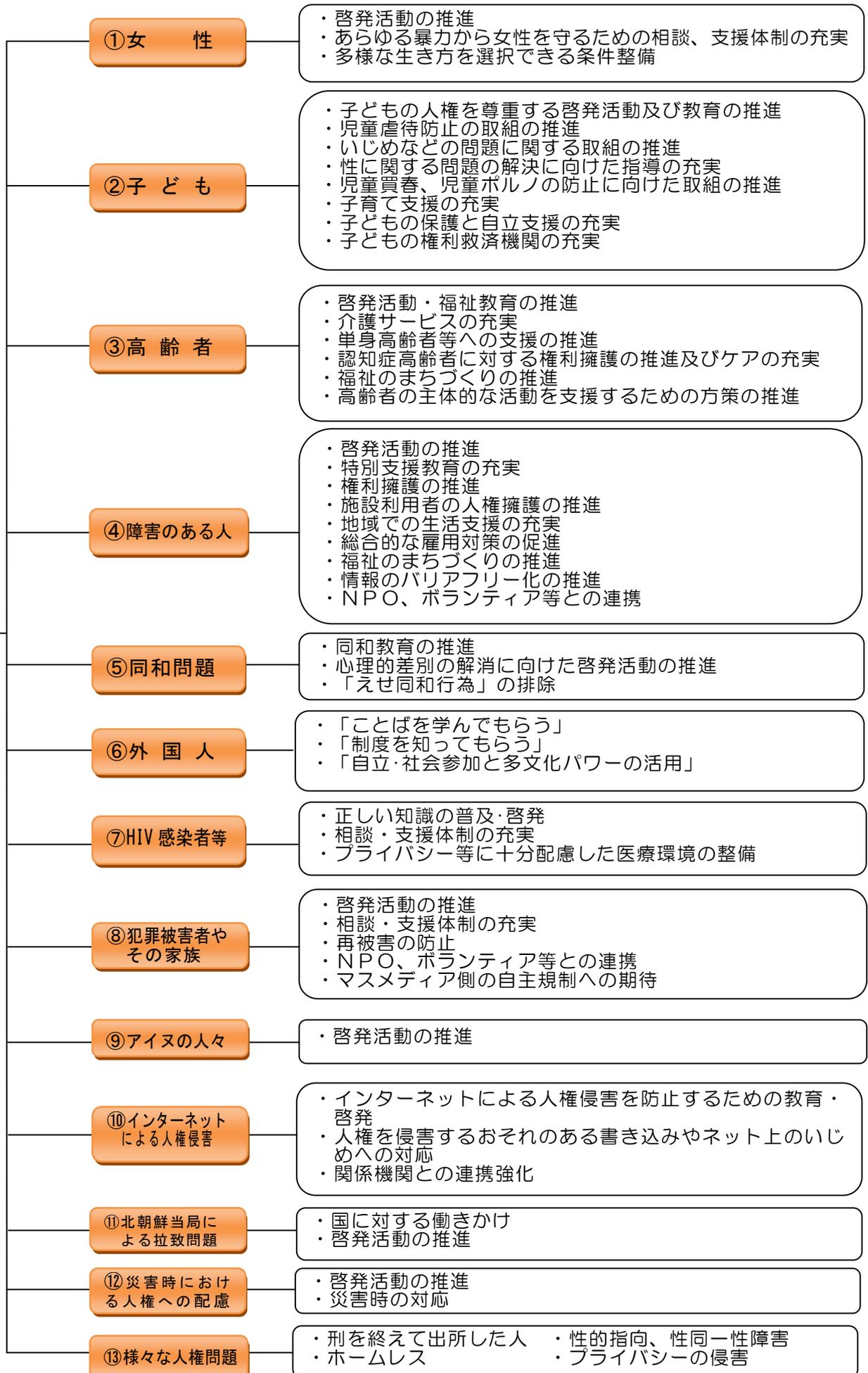
**ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していることとする考え方。

◇ (改定) 埼玉県人権施策推進指針 施策体系 ◇



分野別の人権施策の推進



# 資 料

## 1 改定の策定経緯及び関連要綱

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針」改定の経緯 . . . . . 5 2
- (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿 . . . . . 5 3
- (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱 . . . . . 5 5
- (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領 . . . . . 5 7

## 2 人権をめぐる動き

- (1) 世界（国連）の動き . . . . . 5 9
- (2) 国の動向 . . . . . 6 0
- (3) 埼玉県における取組 . . . . . 6 1  
～人権関連年表～

## 3 関係法令

- (1) 日本国憲法（抄） . . . . . 6 7
- (2) 世界人権宣言 . . . . . 6 9
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 . . . . . 7 4

## 4 人権に関する意識調査

- 平成22年度人権に関する意識調査について . . . . . 7 6

## 5 計画・プラン一覧

- 人権課題別の県計画等 . . . . . 8 1

## 1 改定の策定経緯及び関連要綱

### (1) 「埼玉県人施策推進指針」改定の経緯

時 期	項 目
平成23年 4月	第1回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
7月	第2回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
7月	第1回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
9月	第2回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
9月	第3回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
9月	第3回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
11月 ～12月	「(改定)埼玉県人施策推進指針(案)」に対する 県民コメントの実施
	関係団体・市町村への意見募集
平成24年 1月	第4回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
1月	第4回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
3月	「(改定)埼玉県人権施策推進指針」策定

## (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿

### 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき人権問題の課題、人権施策の方向性等を明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を改定するに当たり、広く学識経験者の意見を求めるため、人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

(1) 埼玉県の人権施策の基本的な考え方及び取り組むべき推進方策等の人権施策推進のあり方に関すること。

(2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

#### (委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員12名以内で組織する。

2 委員の任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

#### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会の会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会及び小委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 この懇話会は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

埼玉県人権施策推進懇話会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
石 井 ナナエ	特定非営利活動法人 ふじみ野国際交流センター理事長
市 村 彰 英	公立学校法人埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉学科准教授
○伊 藤 一 枝	弁護士 埼玉県人権擁護委員連合会会長
佐 藤 佳 弘	武蔵野大学大学院教
関 口 隆 一	埼玉県立精神保健福祉センター 副センター長（精神科医）
中 野 洋 恵	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室長
松 下 年 子	埼玉医科大学保健医療学部 看護学科 大学院看護研究科教授
三 村 隆 男	早稲田大学大学院教職研究科教授
宮 寺 由 佳	浦和大学総合福祉学部准教授
◎横 島 章	宇都宮大学名誉教授

◎：座長、○：副座長

（50音順、敬称略）

### (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

#### (構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事とする。
- 3 副議長は、県民生活部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、人権推進課を所管する県民生活部副部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要に応じて、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (専門部会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整を行うため専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

#### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

( 略 )

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、地方労働委員会事務局長
--

別表第2 (第5条関係)

部 局 名	委 員
企画財政部	企画総務課長
総 務 部	人事課長
県民生活部	人権推進課長
危機管理防災部	危機管理課長
環 境 部	環境政策課長
福 祉 部	福祉政策課長
保健医療部	保健医療政策課長
産業労働部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
都市整備部	都市整備政策課長
会計管理者	出納総務課長
企 業 局	総務課長
病 院 局	経営管理課長
下 水 道 局	下水道管理課長
議会事務局	総務課長
監査事務局	監査第一課長
人事委員会事務局	総務給与課長
地方労働委員会事務局	審査調整課長
教 育 局	人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

#### (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領

(設置)

第1条 埼玉県人権政策推進会議設置要綱（平成13年4月1日施行）第6条の規定に基づき、専門委員会として企画調整委員会及び同和対策委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 企画調整委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策推進指針に関すること。
- (2) 人権教育・啓発の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (3) 新たな人権課題への対応に関すること。
- (4) その他人権施策推進に関して埼玉県人権政策推進会議幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）が必要と認めた事項に関すること。

2 同和対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 同和対策事業に関すること。
- (2) 同和関係団体への対応に関すること。
- (3) その他同和問題に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 各委員会の委員長は、埼玉県人権政策推進会議幹事会副幹事長の職にある者をもって充てる。

3 各委員会の副委員長は、県民生活部人権推進課長の職にある者をもって充てる。

4 各委員会は、別表に掲げる課室長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員による委員会を開催することができる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、専門的事項の調査及び調整等を行うため作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、各委員会における審議事項を適宜幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月16日から施行する。
- 2 埼玉県人権政策推進会議専門部会設置要領(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

( 略 )

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企画調整委員会

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	情報企画課長
総 務 部	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長、国際課長、男女共同参画課長、防犯・交通安全課長
福 祉 部	福祉政策課長、社会福祉課長、高齢介護課長、障害者福祉推進課長、 障害者自立支援課長、子育て支援課長、こども安全課長
保 健 医 療 部	医療整備課長、健康づくり支援課長、疾病対策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
教 育 局	特別支援教育課長、生涯学習文化財課長、人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

## 2 人権をめぐる動き

### (1) 世界(国連)の動き

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験して、世界平和と安全の確保は世界の共通の願いとなり、1945（昭和20）年に国際連合が設立されました。

「国連憲章」では、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」した上で、第一条に「国際社会の平和及び安全を維持すること」を目的として明記しています。

さらに、第3回国連総会（1948（昭和23）年12月10日）で、「世界人権宣言」を採択しました。前文において、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としました。

第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。

この世界人権宣言の精神を実現するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「難民の地位に関する条約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等の個別の人権保障のための条約が採択され、その数は現在31にのぼっています。

こうした条約の採択による取組だけでなく、国際年の設定や国連特別総会等による取組も行われてきました。

国際婦人年（1975年）や「国連婦人の10年」（1976～1985年）は、女性の地位向上への取組を世界規模の動きとし、さらに、「第4回世界女性会議」（1995年）や国連特別総会「女性2000年会議」は、女性問題を人権問題として明確に位置づけ、人権問題としての取組が一層強化されました。また、国際障害者年（1982年）や「国連障害者の10年」（1983～1992年）は、障害者の社会への完全参加と平等の確保を呼びかけ、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。

さらに、国際先住民年（1993年）を契機に先住民を巡る議論が活発化し、国際高齢者年（1999年）では、高齢者の人権についての認識が深められてきました。

このような様々な取組にも関わらず、東西冷戦構造の崩壊後も、人種、民族、宗教の対立あるいは政治的背景や経済的背景に起因する地域紛争や局部的戦争、テロや迫害等の人権侵害事件は跡を断たない状態が続いています。

このような厳しい国際社会の諸問題を受けて、1993（平成5）年、ウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者あるいはエイズ患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効あ

る行動として人権教育の展開を示しました。

これを受けて、1994（平成6）年の第49回国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。

さらに、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、初等教育及び中等教育における人権教育を重点とした行動計画（2005～2009年）が示されました。

## （2）国の動向

1947（昭和22）年に制定された日本国憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱とし、侵すことのできないものであると保障しています。言い換えますと、我が国の憲法は、我が国の人権宣言であるとも言えます。

その後、教育基本法や障害者基本法等の各種法律によって、基本的人権の擁護が実行に移されてきました。

また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等を批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。

「人権教育のための国連10年」の取組では、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、『人権教育のための国連10年』国内行動計画を、1997（平成9）年7月に策定しました。

この国内行動計画は、新しい概念である「人権という普遍的文化」の構築を目指し、そのためには、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、あらゆる人をその対象とすること、特に公務員、教員、警察官等の「特定職業従事者」に対しては取組を強化する旨が明記されました。さらに、重要課題への対応をあげ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人が例示されました。

また、同和問題に関しては、総務庁の審議会である地域改善対策協議会が、1996（平成8）年5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申を行いました。

冒頭に、各地で地域紛争が多発して多くの犠牲者が出ていることに触れ「紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。」と述べて、「21世紀は『人権の世紀』と呼んでいます。

特別対策による地域改善対策事業は、1997（平成9）年3月をもって終了するという基本姿勢を示した後、今後の対策については、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推

進」及び「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」に焦点を絞り、同和問題から広く人権問題への発展を方向づけました。

また、高齢社会対策基本法（1995年）をはじめ、アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（1997年）、男女共同参画社会基本法（1999年）、児童虐待の防止等に関する法律（2000年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001年）など、人権の視点から種々の法律が策定されました。

さらに、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が、1997（平成9）年3月から5年の限時法として施行されました。

この法律に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議され、前者は、1999（平成11）年7月に、後者は、2001（平成13）年5月にそれぞれ答申がありました。

2000（平成12）年12月、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、プロバイダ責任制限法（2002年）、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（2002年）、犯罪被害者等基本法（2005年）、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（2006年）、ハンセン病問題の解決に関する法律（2009年）など、人権に関わる法律が策定されました。

2013（平成23）年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組が追加されました。

また、不当な差別や虐待で人権侵害を受けた被害者の救済については、急務の課題になっており、国において新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

### （3）埼玉県における取組

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

さらに、男女共同参画に関する苦情処理制度を盛り込んだ男女共同参画推進条例の制定、高齢者の権利擁護等を定めた「埼玉県高齢者保健福祉計画（彩の国ゴールドプラン21）」やバリアフリー社会を目指した「彩の国障害者プラン」の策定等、新たな条例や計画を策定してまいりました。

しかしながら、様々な偏見や差別、児童等に対する虐待などの人権問題が跡を絶たず、国

際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の変化の急速な進展に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに、プライバシーをめぐる問題など新たな人権課題が生じています。

そこで、2001（平成13）年4月、庁内に「埼玉県人権政策推進会議」を設置し、全庁あげて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営に取り組んでまいりました。

さらに、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針である「埼玉県人権施策推進指針」を2002（平成14）年3月に策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育、人権啓発を総合的に取り組んできました。

また、総合的人権施策を推進する視点から2004（平成16）年4月に人権推進課を設置し、さらに2006（平成18）年5月に民間団体等との連携による「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」が設置され、人権啓発活動を進めています。

そして、2010（平成22）年11月に、「人権に関する意識調査」を実施、2011（平成23）年3月に調査結果（P76）を公表しております。

～ 人 権 関 係 年 表 ～

年	国 連 等	国	県
1947 (昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948 (昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	
1951 (昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1960 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約」採択	同和対策審議会答申	
1966 (昭 41)	「国際人権規約」採択		
1968 (昭 43)	「国際人権年」 第1回世界人権会議		
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1974 (昭 49)			差別を許さない県民運動推進協議会設置 「差別を許さない県民運動」始まる
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」		
1976 (昭 51)	「国連婦人年の10年」(1976～1985)		「同和行政推進についての基本方針」策定
1979 (昭 54)	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」	「国際人権規約」批准	
1980 (昭 55)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1981 (昭 56)	「国際障害者年」	「難民の地位に関する条約」加入	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法」施行	
1983 (昭 58)	「国連障害者の10年」(1983～1992)		「埼玉県青少年健全育成条例」制定
1986 (昭 61)		「男女雇用機会均等法」施行	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1987 (昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国連等	国	県
1989 (平 1)	「児童の権利に関する条約」採択	「高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)」策定 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
1990 (平 2)			「埼玉県高齢化社会対策指針」策定
1992 (平 4)			「豊かで活力にあふれた長寿社会づくり基本方針」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 世界の先住民の国際年 「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002) 「障害者の機会均等に関する標準規則」の採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	
1994 (平 6)	「世界の先住民の国際年の10年」(1994~2003)	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定	「障害者対策に関する埼玉県長期計画」策定 「埼玉県高齢者保健福祉計画(彩の国ゴールドプラン)」策定 「埼玉県国際化基本指針」策定
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択 「人権教育のための国連10年」(1995~2004)	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定	「埼玉県福祉のまちづくり条例」制定 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 「埼玉県子育て支援総合計画(彩の国エンゼルプラン)」策定
1996 (平 8)		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定 「らい予防法」廃止	「彩の国さいたま福祉憲章」策定
1997 (平 9)		「人権擁護施策推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「埼玉県長期ビジョン」策定 「埼玉県福祉のまちづくりに関する基本方針」策定
1998 (平 10)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	「埼玉県新5か年計画」策定 「彩の国障害者プラン」策定
1999 (平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「ゴールドプラン21」策定 「児童売春、児童ポルノ禁止法」施行	「埼玉県国際政策基本指針」策定 「埼玉県青少年健全育成条例」改正

年	国 連 等	国	県
2000 (平 12)	<p>「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>「介護保険法」施行</p> <p>「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行</p> <p>「外国人登録法」改正（指紋押なつ制度の廃止）</p> <p>「民事法律扶助法」施行</p> <p>「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</p> <p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行</p> <p>「児童虐待防止法」施行</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</p> <p>「社会福祉法」施行</p> <p>人権擁護推進審議会（人権教育・啓発の在り方）答申</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</p> <p>「男女共同参画基本計画」策定</p> <p>「介護保険法」施行</p>	<p>「埼玉県男女共同参画推進条例」制定</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>「埼玉県高齢者保健福祉計画（彩の国ゴールドプラン21）」策定</p>
2001 (平 13)		<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</p> <p>「新しい高齢社会対策大綱」策定</p> <p>人権擁護推進審議会（人権救済制度の在り方）答申</p> <p>「高齢者の居住の安全確保に関する法律」施行</p>	<p>「埼玉県人権政策推進会議」設置</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>埼玉県人権施策推進懇話会「埼玉県の人権施策推進の在り方について」提言</p>
2002 (平 14)	<p>「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択</p>	<p>「プロバイダ責任制限法」施行</p> <p>「障害者基本計画」策定</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行</p> <p>「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」施行</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</p>	<p>「彩の国5か年計画21」策定</p> <p>「『ハートいっぱい』埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針」策定</p> <p>「埼玉県人権施策推進指針」策定</p> <p>「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定</p> <p>「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」制定</p>
2003 (平 15)		<p>「個人情報保護法」制定</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」施行</p> <p>「少子化社会対策基本法」施行</p> <p>「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」制定</p>	<p>「彩の国障害者プラン21」策定</p> <p>「埼玉県地域福祉支援計画」策定</p>

年	国 連 等	国	県
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「児童虐待防止法」改正 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」制定
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「発達障害者支援法」施行 「介護保険法」改正 「犯罪被害者等基本法」施行	「埼玉県子育て応援行動計画」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定 (H17~H21)
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「拉致問題対策本部」設置	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第1次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」策定
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「埼玉県5か年計画」策定 「埼玉県障害者支援計画」策定 「埼玉県多文化共生推進プラン」策定
2008 (平 20)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」改正(性別変更の要件緩和) 「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設	「第2期埼玉県地域福祉支援計画」策定
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」改定 「第2期埼玉県障害者支援計画」策定
2010 (平 22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立(H22.12.10、H23.10.1及びH24.4.1施行)	「埼玉県子育て応援行動計画(後期計画)」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定(H22~H26)
2011 (平 23)		「障害者基本法」の改正 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立(H24.10.1施行)	

※ この人権関係年表は、主に人権施策推進指針本文に記載されている事項及び近年の事項を記載しました。

## 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 4 人権に関する意識調査

### 平成22年度人権に関する意識調査について

#### 1 調査の概要

埼玉県では、平成22年11月25日（木）～23年1月14日（金）の間、県内にお住まいの満20歳以上の男女3,000人を対象に「平成22年度人権に関する意識調査」を実施し、63.2%（1,895人）の方から回答がありました。

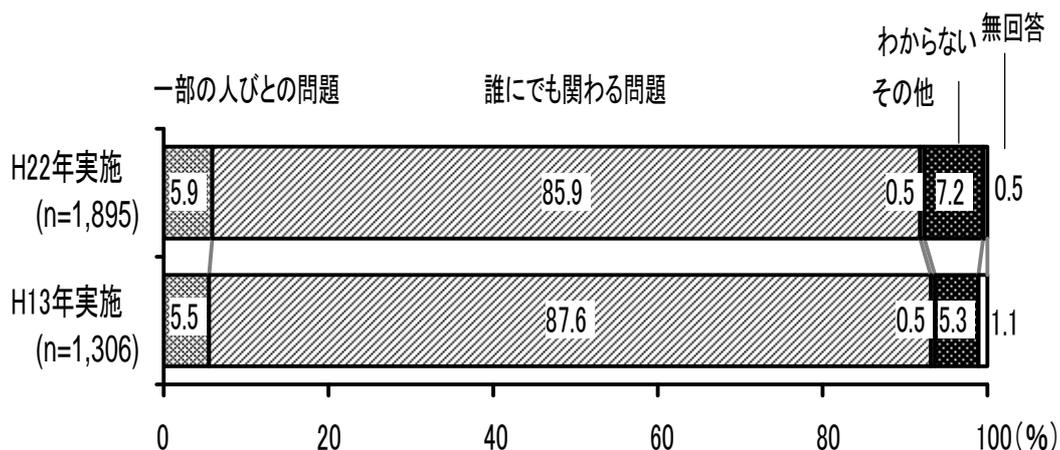
なお、前回調査は、平成13年6月～7月に実施しました。

#### 2 主な調査結果

問1. あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。（○は1つ）

##### 【県全域／前回との比較】

人権や人権問題についての印象は、「誰にでも関わる問題」が85.9%で最も高く、「一部の人びとの問題」は5.9%となっている。平成13年に実施した前回調査と比較して、大きな変化はみられない。

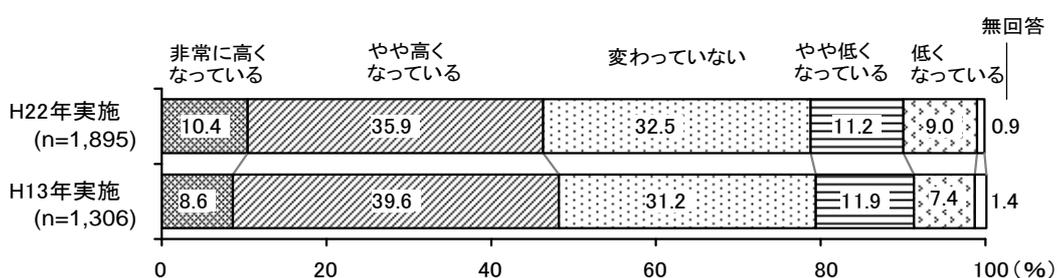


問2. あなたは、国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(〇は1つ)

【県全域/前回との比較】

国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて「やや高くなっている」が35.9%で最も高く、次いで、「変わっていない」が32.5%となっている。『高くなっている（「非常に高くなっている」と「やや高くなっている」の合計）』は46.3%となっている。

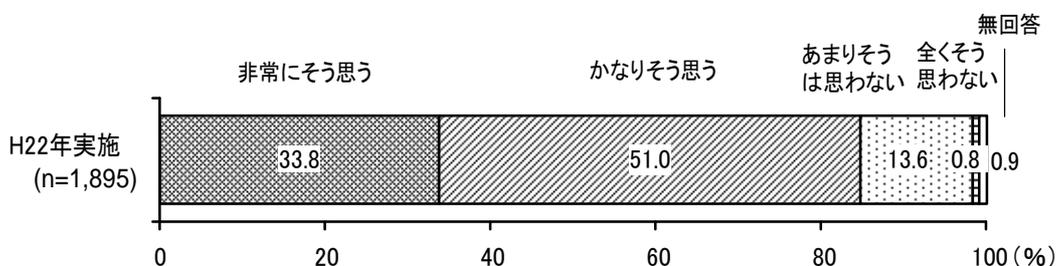
前回調査と比較して、『高くなっている』の割合に大きな変化はみられない。



問3. 「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたは、どう思いますか。(〇は1つ)

【県全域】

他人の迷惑を考えない人が増えてきたとの意見について、「かなりそう思う」が51.0%で最も高く、次いで、「非常にそう思う」が33.8%と続いている。『そう思う（「非常にそう思う」と「かなりそう思う」の合計）』は84.8%となっている。

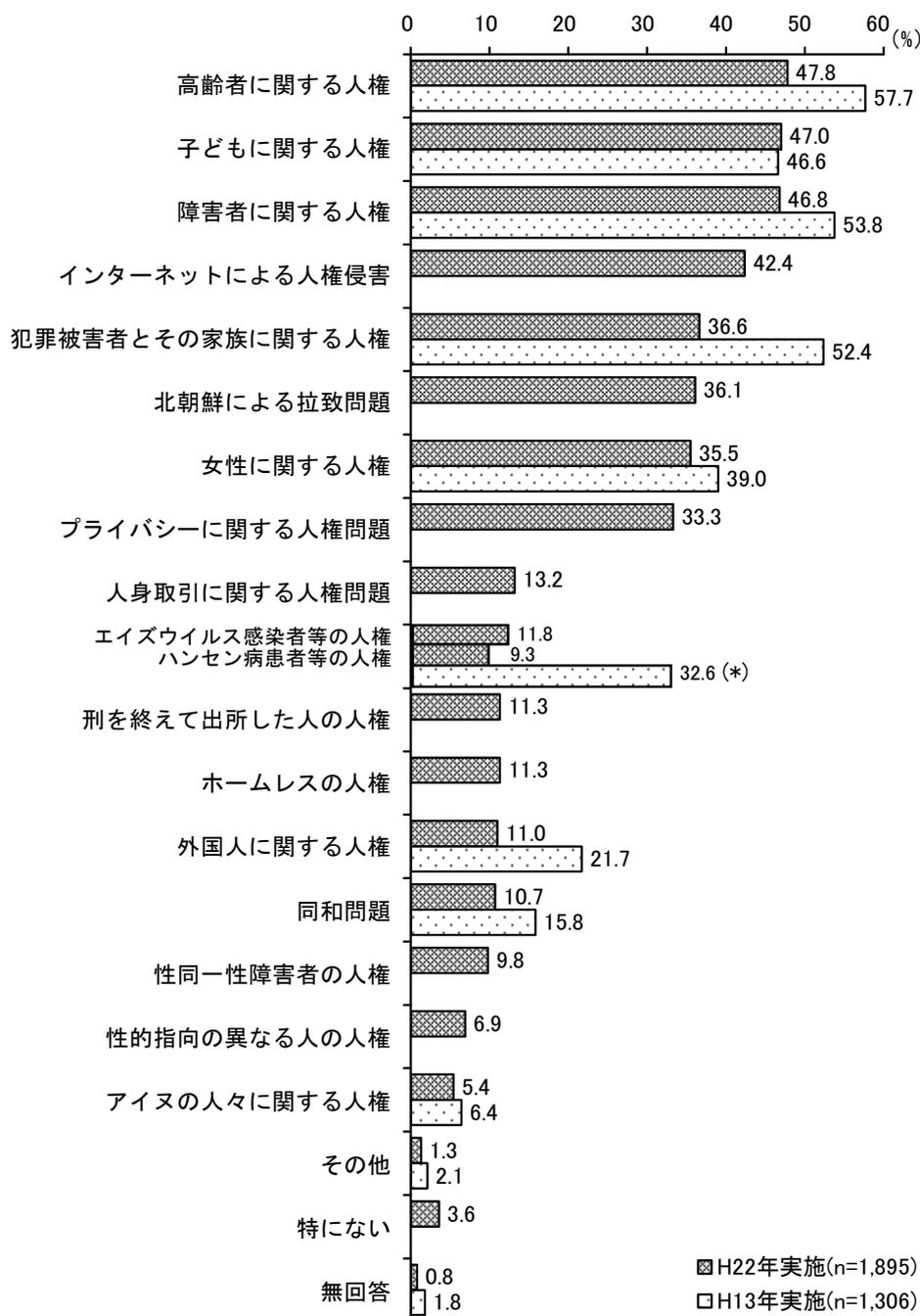


問4. 今の日本の社会に様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。

(該当するものすべてに○)

【県全域／前回との比較】

関心のある人権問題は、「高齢者に関する人権」が47.8%で最も高く、次いで、「子どもに関する人権」が47.0%、「障害者に関する人権」が46.8%、「インターネットによる人権侵害」が42.4%と続いている。前回調査と比較して、「犯罪被害者とその家族に関する人権」(52.4%→36.6%)が15.8ポイント、「外国人に関する人権」(21.7%→11.0%)が10.7ポイント減少している。

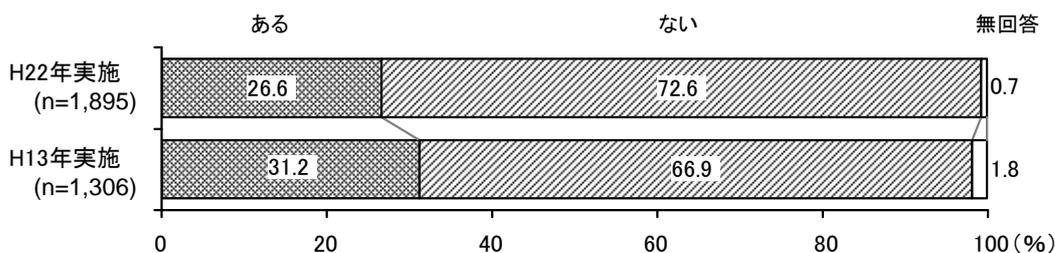


(\*)H13年は「エイズやハンセン病等の問題」

問5. あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人（家族・友人など）の人権が侵害されたと感じたことがありますか。（○は1つ）

【県全域／前回との比較】

自分自身または周りの人の人権が侵害されたと感じた経験は、「ある」が26.6%、「ない」が72.6%となっている。前回調査と比較すると、「ある」(31.2%→26.6%)が4.6ポイント減少し、「ない」(66.9%→72.6%)が5.7ポイント増加している。

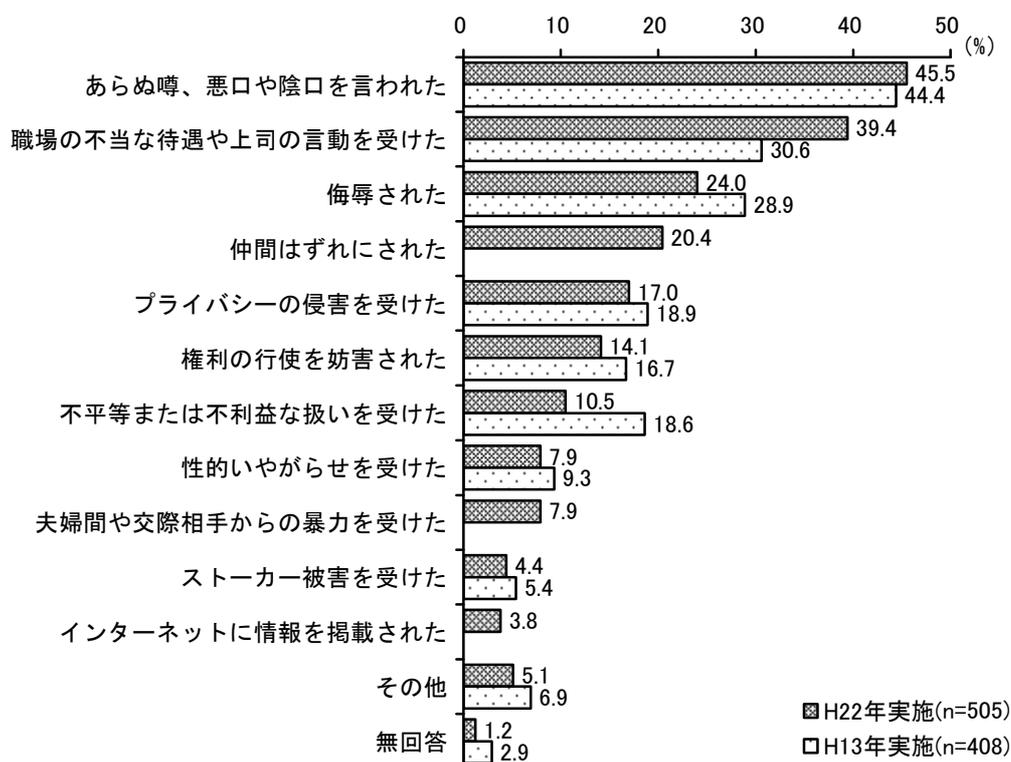


【問5で、「ある」とお答えの方に引き続きおたずねします。】

問5-1 それはどのような内容ですか。（該当するものすべてに○）

【県全域／前回との比較】

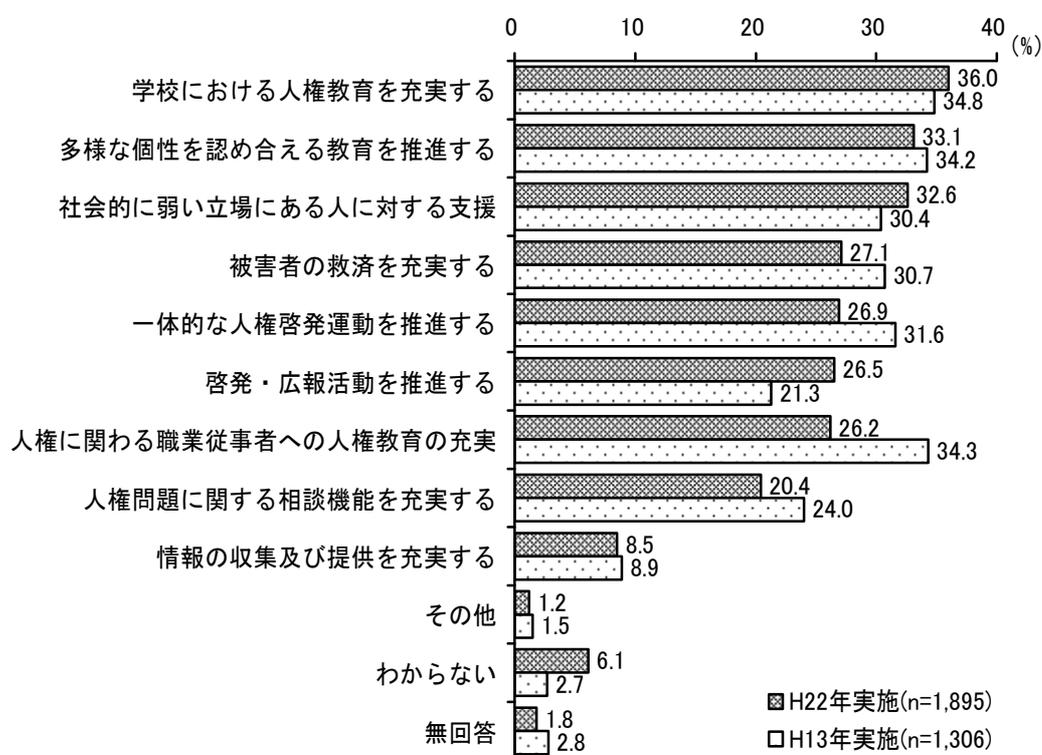
人権が侵害されたと感じた経験のある505人に内容を聞いたところ、「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた」が45.5%と最も高く、次いで、「職場において、不当な待遇や上司の言動を受けた」が39.4%、「名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された」が24.0%と続いている。前回調査と比較すると、「職場の不当な待遇や上司の言動を受けた」(30.6%→39.4%)が8.8ポイント高くなっている。



問6. あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後、埼玉県は、特にどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

【県全域／前回との比較】

埼玉県の取り組みとして必要なことは、「学校における人権教育を充実する」が36.0%と最も高く、次いで、「幼児の時から、多様な個性を認め合える教育を推進する」が33.1%、「社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策を充実する」が32.6%の順となっている。前回調査と比較すると、「啓発・広報活動を推進する」(21.3%→26.5%)が5.2ポイント増加しているが、「人権に関わる職業従事者への人権教育の充実」(34.3%→26.2%)が8.1ポイント減少している。



※ 詳しい調査結果につきましては、埼玉県のホームページ（人権推進課のページ）に掲載しています。

## ◇ 人権課題別の県計画等 ◇

人権課題	計 画 名 称
人権全般	埼玉県人権施策推進指針
	埼玉県人権教育推進プラン
女 性	埼玉県男女共同参画基本計画
	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)
子 ども	埼玉県子育て応援行動計画（後期計画）
高 齢 者	埼玉県高齢者支援計画
障害のある人	埼玉県障害者支援計画
外 国 人	埼玉県多文化共生推進プラン
HIV 感染者等	埼玉県地域保健医療計画
犯罪被害者やその家族	防犯のまちづくり推進計画
災害時における人権への配慮	埼玉県地域防災計画
ホームレス	埼玉県ホームレス自立支援実施方針
福祉全般	埼玉県地域福祉支援計画

## 埼玉県人権施策推進指針

平成14年3月 策定

平成24年3月 改定

埼玉県県民生活部人権推進課

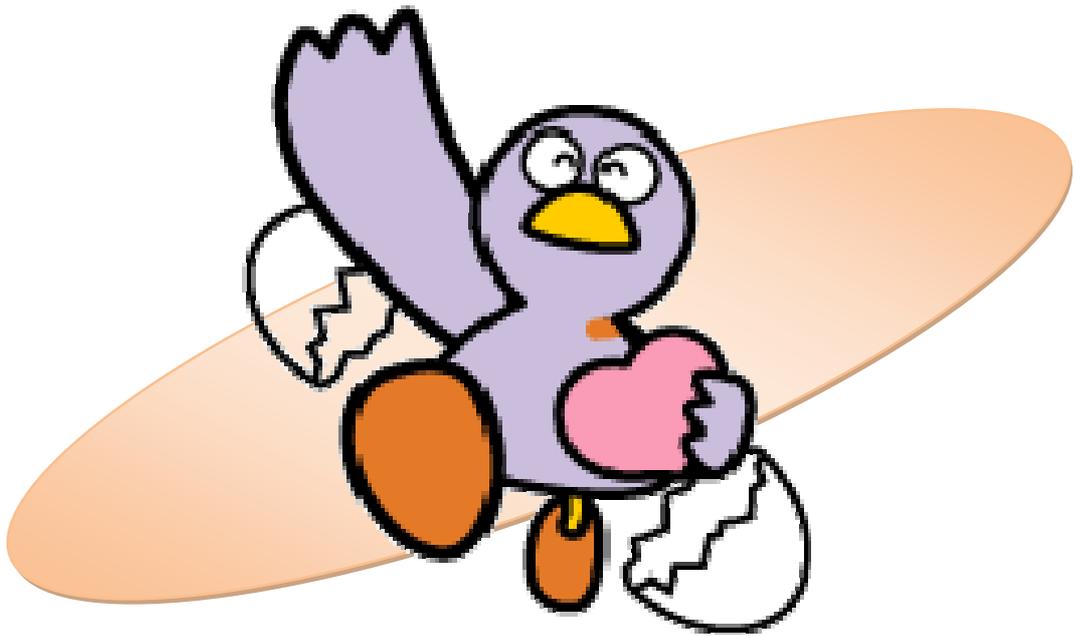
〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2250

ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d03/>



埼玉県のマスコット コバトン

